

第26号議案 令和4年度長崎市生活排水事業特別会計予算

目次	ページ
1 集落排水処理施設の概要	1
2 集落排水処理施設位置図	2
3 令和4年度予算総括表(対前年度比較)	
(1) 歳入	3
(2) 歳出	4~5
4 令和4年度予算の主な内容	
(1) 集落排水施設管理費	
ア 施設情報管理システムデータ整備費	6
(2) 【単独】農業集落排水施設整備事業費	
ア 琴海地区ポンプ購入ほか	7~10
参考	
生活排水事業特別会計における地方公営企業法の適用について	11~13

上下水道局

令和4年2月



1 集落排水処理施設の概要

(1) 目的・経過

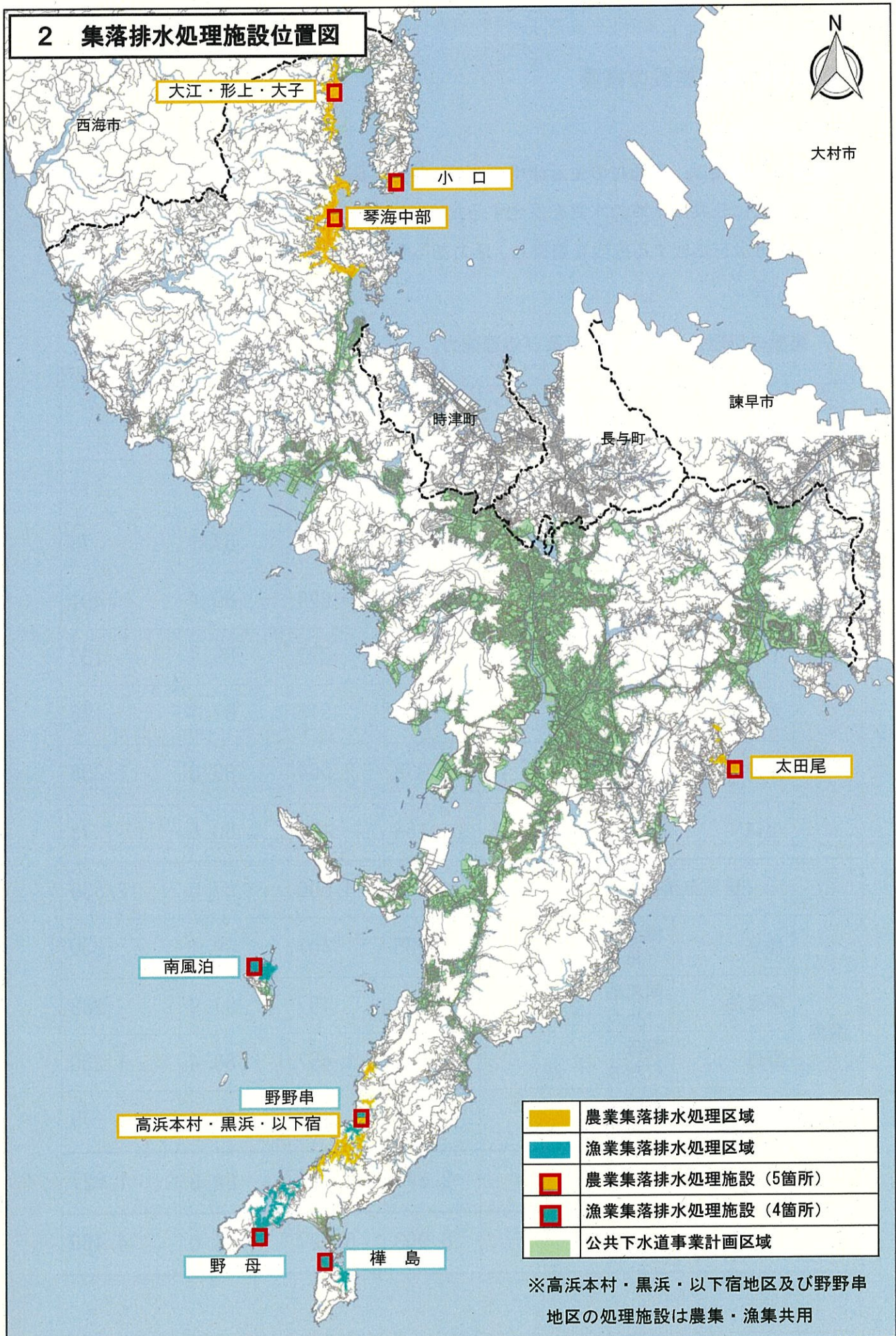
集落排水事業は、農漁村の生活環境の改善、整備を図り、公衆衛生の向上、農業用水の水質、さらに公共用水域の水質を保全するため、農業及び漁業集落における「し尿・雑排水等」の汚水を処理する施設を整備し、活力ある農漁村社会の形成に寄与することを目的としている。

(2) 施設の処理人口、水洗化率及び処理能力

令和3年3月末現在

区分 (処理施設)		整備地区名 (供用開始年月日)	整備済 人口 (人)	水洗化 人口 (人)	水洗化率 (%)	処理能力 (日平均) (m ³ /日)
農集	大江・形上	大江・形上 (H9.4.1)	381	338	88.7	211
		大子 (H18.4.1)	152	102	67.1	73
	高浜	高浜本村 (H10.4.1)	927	829	89.4	491
		黒浜・以下宿 (H13.4.1)	253	227	89.7	157
	太田尾	太田尾 (H13.4.1)	363	316	87.1	176
	琴海中部	琴海中部 (H13.4.1)	2,338	2,064	88.3	1,358
	小口	小口 (H15.4.1)	154	124	80.5	73
農業集落排水計			4,568	4,000	87.6	2,539
漁集	樺島	樺島 (H3.4.1)	455	401	88.1	330
	南風泊	南風泊 (H6.10.1)	140	137	97.9	288
	野母	野母 (H8.1.22)	1,649	1,457	88.4	1,230
	高浜	野野串 (H10.4.1)	151	132	87.4	79
漁業集落排水計			2,395	2,127	88.8	1,927
合 計			6,963	6,127	88.0	4,466

2 集落排水処理施設位置図



3 令和4年度予算総括表（対前年度比較）

(1) 歳入

（単位：千円）

科 目	令和4年度 (A)	令和3年度 (B)	差引増減 (A) - (B)
合 計	559,510	563,888	△ 4,378
農業集落排水事業 合計	403,717	401,143	2,574
漁業集落排水事業 合計	155,793	162,745	△ 6,952
1 分担金及び負担金	452	315	137
1 分担金	452	315	137
1 集落排水事業受益者分担金	452	315	137
農業集落排水事業分	355	274	81
漁業集落排水事業分	97	41	56
2 使用料及び手数料	120,945	124,971	△ 4,026
1 使用料	120,847	124,857	△ 4,010
1 集落排水使用料	120,847	124,857	△ 4,010
農業集落排水事業分	76,861	76,900	△ 39
漁業集落排水事業分	43,986	47,957	△ 3,971
2 手数料	98	114	△ 16
1 集落排水手数料	98	114	△ 16
農業集落排水事業分	77	83	△ 6
漁業集落排水事業分	21	31	△ 10
3 繰入金	406,213	426,395	△ 20,182
1 一般会計繰入金	406,213	426,395	△ 20,182
1 一般会計繰入金	406,213	426,395	△ 20,182
農業集落排水事業分	298,024	314,079	△ 16,055
漁業集落排水事業分	108,189	112,316	△ 4,127
4 市債	31,900	8,000	23,900
1 市債	31,900	8,000	23,900
1 集落排水事業債	31,900	8,000	23,900
農業集落排水事業分	28,400	5,600	22,800
漁業集落排水事業分	3,500	2,400	1,100
国庫支出金(廃目)	0	2,200	△ 2,200
1 国庫補助金	0	2,200	△ 2,200
諸収入(廃目)	0	2,007	△ 2,007
1 雑入	0	2,007	△ 2,007

増減額の主な理由

〔科目〕「3 繰入金」「1 一般会計繰入金」 △ 20,182千円
 ・ 集落排水事業に係るアセットマネジメント支援情報システム構築が終了したことなどによる減

〔科目〕「4 市債」「1 市債」 23,900千円
 ・ 琴海中部地区クリーンセンターにかかる工事請負費など起債対象事業費の増

(2) 歳出

(単位：千円)

科 目	令和4年度 (A)	令和3年度 (B)	差引増減 (A-B)
合 計	559,510	563,888	△ 4,378
農業集落排水事業合計	403,717	401,143	2,574
漁業集落排水事業合計	155,793	162,745	△ 6,952
1 集落排水事業費	279,494	277,321	2,173
1 農業集落排水事業費	171,109	163,033	8,076
1 農業集落排水施設管理費	171,109	163,033	8,076
7 報償費	26	81	△ 55
8 旅費	208	208	0
10 需用費	51,979	50,560	1,419
11 役務費	3,705	3,740	△ 35
12 委託料	55,056	69,147	△ 14,091
13 使用料及び賃借料	1,856	1,856	0
14 工事請負費	27,700	8,830	18,870
15 原材料費	400	400	0
17 備品購入費	4,000	5,000	△ 1,000
18 負担金、補助及び交付金	23,249	20,033	3,216
22 償還金、利子及び割引料	60	60	0
26 公課費	2,870	3,118	△ 248
2 漁業集落排水事業費	108,385	114,288	△ 5,903
1 漁業集落排水施設管理費	108,385	114,288	△ 5,903
7 報償費	9	6	3
10 需用費	39,422	36,777	2,645
11 役務費	1,369	1,315	54
12 委託料	44,138	54,583	△ 10,445
13 使用料及び賃借料	331	331	0
14 工事請負費	2,160	1,060	1,100
15 原材料費	400	400	0
17 備品購入費	360	2,600	△ 2,240
18 負担金、補助及び交付金	18,896	15,977	2,919
22 償還金、利子及び割引料	60	60	0
26 公課費	1,240	1,179	61

(単位：千円)

科 目	令和4年度 (A)	令和3年度 (B)	差引増減 (A-B)
2 公債費	279,816	286,367	△ 6,551
1 公債費	279,816	286,367	△ 6,551
1 元金	247,720	247,935	△ 215
農業集落排水事業分	205,213	205,761	△ 548
漁業集落排水事業分	42,507	42,174	333
2 利子	32,096	38,432	△ 6,336
農業集落排水事業分	27,295	32,249	△ 4,954
漁業集落排水事業分	4,801	6,183	△ 1,382
3 予備費	200	200	0
1 予備費	200	200	0
1 予備費	200	200	0
農業集落排水事業分	100	100	0
漁業集落排水事業分	100	100	0

増減額の主な理由

(1) 農業集落排水事業

[科目]「1 農業集落排水事業費」「1 農業集落排水施設管理費」「12 委託料」 △ 14,091千円
 ・ 集落排水事業に係るアセットマネジメント支援情報システム構築が終了したことなどによる減

[科目]「1 農業集落排水事業費」「1 農業集落排水施設管理費」「14 工事請負費」 18,870千円
 ・ 琴海中部地区クリーンセンターに係る工事請負費の皆増などによる増

(2) 漁業集落排水事業

[科目]「2 漁業集落排水事業費」「1 漁業集落排水施設管理費」「12 委託料」 △ 10,445千円
 ・ 集落排水事業に係るアセットマネジメント支援情報システム構築が終了したことなどによる減

4 令和4年度予算の主な内容

(1) 集落排水施設管理費

ア 施設情報管理システムデータ整備費

予算額 7,000 千円

予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
20~21	1 集落排水 事業費	1 農業集 落排水 事業費	1 農業集落 排水施設 管理費	1-2	施設情報管理システムデータ 整備費	千円 3,500
22~23		2 漁業集 落排水 事業費	1 漁業集落 排水施設 管理費	1-2		施設情報管理システムデータ 整備費

1 概要

現在、特別会計として運用している集落排水事業について、令和6年度から地方公営企業法を適用し、公共下水道事業との一体的な事業運営を図るために、既存システムの改修及び資産情報のデータ作成を行うもの。

2 事業内容

(1) 企業会計移行に必要な既存システムの改修

既存システム名	システム概要
企業会計システム	予算・決算・企業債管理・支出事務等を複式簿記で行うシステム
料金システム	水道料金・下水道使用料・集落排水使用料等の調定・収納を管理するシステム

(2) 企業会計移行に必要な資産情報データの作成

3 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債 ※	その他	一般財源
千円 農業集落 3,500	千円 —	千円 —	千円 3,500	千円 —	千円 —
千円 漁業集落 3,500	千円 —	千円 —	千円 3,500	千円 —	千円 —

※公営企業会計適用債（充当率100%、交付税措置率44%）

(2) 【単独】農業集落排水施設整備事業費

ア 琴海地区ポンプ購入ほか

予算額 26,300 千円

予 算 説 明 書					事 業 名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
20~21	1 集落排水 事業費	1 農業集落排 水事業費	1 農業集落排 水施設管理費	2-1	【単独】農業集落排水 施設整備事業費 琴海地区ポンプ購入 ほか	千円 26,300

1 概 要

農業集落排水施設の安全かつ円滑な維持管理を行うため、老朽化した設備・機械を更新するもの。

2 事業内容

区分	内容	事業費
設備更新工事	琴海中部地区クリーンセンター高圧引込設備 更新工事	7,800 千円
	琴海中部地区クリーンセンター汚泥脱水機 整備工事	14,500 千円
	小 計 (工事請負費)	22,300 千円
機械器具購入	汚水中継ポンプ (5 台)	4,000 千円
	小 計 (備品購入費)	4,000 千円
合 計		26,300 千円

3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債※	その他	一般財源
千円 26,300	千円 -	千円 -	千円 24,900	千円 -	千円 1,400

※ 大江・形上及び琴海中部：下水道事業債（充当率 95%、交付税措置率 44%）

高浜：下水道事業債（充当率 95%、交付税措置率 44%）

過疎対策事業債（充当率 50%、交付税措置率 70%）、

琴海中部地区クリーンセンター高圧引込設備更新工事

位置図



高圧引込設備（現況写真）

（高圧引込設備の状況）

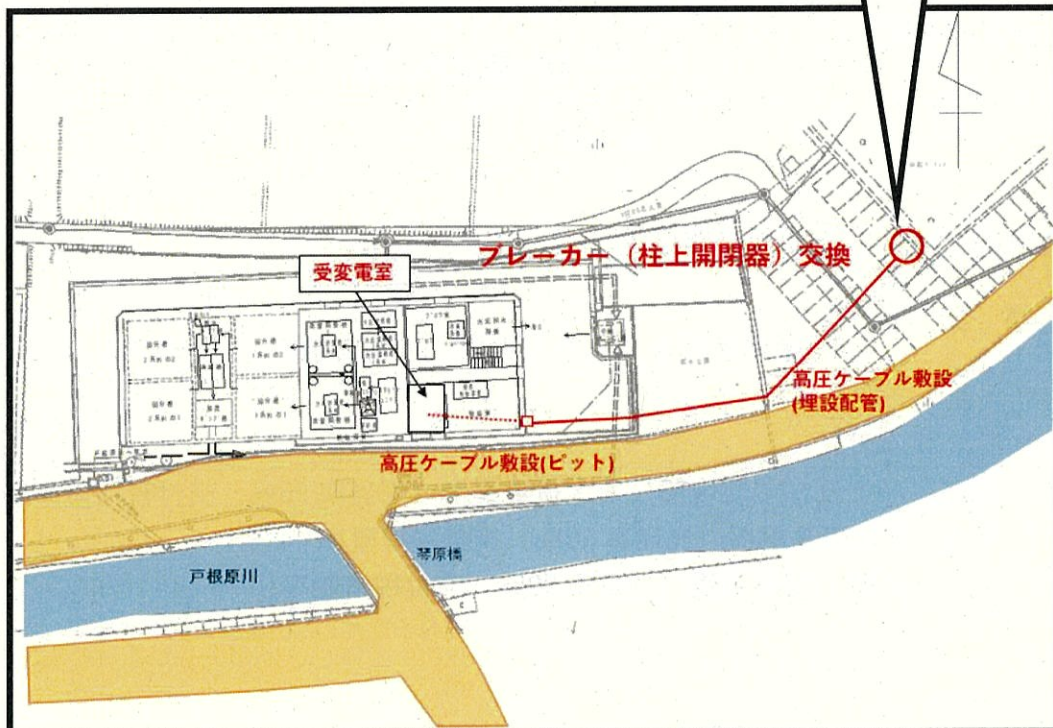
平成 12 年設置 22 年経過

（今回更新内容）

- ・ ブレーカー（柱上開閉器）交換
- ・ 高圧ケーブル敷設



琴海中部クリーンセンター平面図



琴海中部地区クリーンセンター汚泥脱水機整備工事

位置図



汚泥脱水機（現況写真）

（汚泥脱水機の状況）

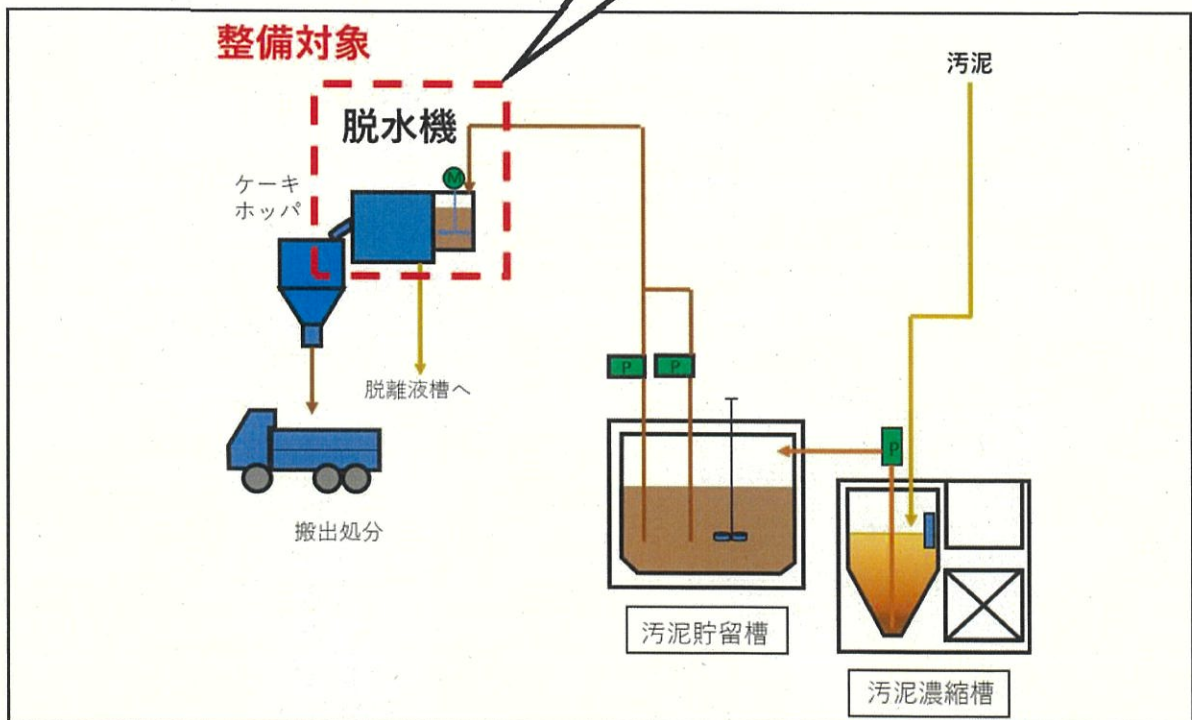
平成 12 年設置 22 年経過

（今回整備内容）

- ・ 主要ユニット等の交換
- ・ 錆止め塗装



汚泥処理フロー図



琴海地区ポンプ購入ほか

位置図

大江・形上、琴海中部

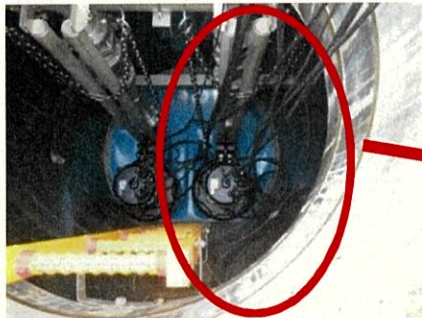
高浜



・汚水中継ポンプの更新内容等

地区名	汚水中継ポンプの状況	更新内容
大江・形上	平成17年設置 17年経過	汚水中継ポンプ 2台更新 送水量 0.176 m ³ /分 0.75kw 2台
琴海中部	平成12年設置 22年経過	汚水中継ポンプ 2台更新 送水量 0.162 m ³ /分 2.2kW 送水量 0.072 m ³ /分 1.5kW
高浜	平成13年設置 21年経過	汚水中継ポンプ 1台更新 送水量 0.490 m ³ /分 3.7kW

汚水中継ポンプイメージ写真



生活排水事業特別会計における地方公営企業法の適用について

1 生活排水事業（農業・漁業集落排水事業）の概況

（事業費の推移・事業の経過）

年度（H28～R2：2016～2020）	H28	H29	H30	H31-R1	R2
事業費計（千円）	549,070	504,694	523,141	521,392	513,108
使用料収入（千円）	129,283	128,056	125,301	126,742	119,552
一般会計繰入金（収支補てん等）（千円）	380,552	355,676	380,506	363,023	366,888
<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度 下水道事業会計に<u>地方公営企業法の全部を適用</u>（水道事業との組織統合） ・平成19年度 施設維持管理業務等を上下水道局へ委託（<u>施設管理の一元化</u>） ・平成26年度 生活排水事業特別会計（農業・漁業集落排水事業）を水産農林部から上下水道局へ移管（<u>事業運営の一元化</u>） 					

※地方公営企業法の全部適用とは、原則、地方公共団体の長とは別に「管理者」を置き、地方公営企業の事業運営を行うことであり、公営企業においては、損益計算書や貸借対照表の作成等、発生主義・複式簿記による「企業会計」が採用される。

2 地方公営企業法の適用の必要性

(1) 国の公営企業会計適用推進の動き

国は、集落排水事業について、令和6年度からの公営企業会計への移行を要請していることから、生活排水事業特別会計においても、地方公営企業法の「全部」を適用（以下、「法適用」という。）して企業会計を導入する。

(2) 集落排水と公共下水道の統合

施設・設備の老朽化に伴う更新費用の増大、人口減少に伴う料金収入の減少等経営環境が厳しさを増す中、集落排水事業を継続して経営していくためには、公共下水道との統合が必要である。

このため、8箇所ある集落排水処理施設のうち、主に下水道管の接続や処理施設の統廃合による経済効果が見込まれる6施設については、公共下水道への接続を予定している。

また、集落排水と公共下水道との統合による一体的な事業運営を推進するために、その前提として企業会計を導入し、自らの経営・資産等の状況を的確に把握するとともに、さらなる経営基盤の強化（施設・設備更新の優先度の把握、適切な維持管理等）に取組む必要がある。

(参考) 地方公営企業法適用・下水道施設統合スケジュール

年度	R4	R5	R6	R6~R15														
	企業会計への移行			公共下水道との施設統合														
① 固定資産 台帳整備	固定資産調査及び評価	予定開始 貸借対照表 作成	法適用開始 (打切決算)	【公共下水道へ統合する施設】														
② システム 整備	システム 改修	テスト 運用		<table border="1"> <thead> <tr> <th>集落排水施設(地区)</th> <th>統合先の施設 (供用開始予定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大江・形上・大子</td> <td>⇒ 大平浄化センター (R9)</td> </tr> <tr> <td>太田尾</td> <td>⇒ 東部下水処理場 (R10)</td> </tr> <tr> <td>南風泊(高島)</td> <td>⇒ 高島浄化センター (R10)</td> </tr> <tr> <td>野母</td> <td>⇒ 脇岬浄化センター (R10)</td> </tr> <tr> <td>琴海中部</td> <td>⇒ 琴海南部浄化センター (R13)</td> </tr> <tr> <td>樺島</td> <td>⇒ 脇岬浄化センター (R15)</td> </tr> </tbody> </table>	集落排水施設(地区)	統合先の施設 (供用開始予定)	大江・形上・大子	⇒ 大平浄化センター (R9)	太田尾	⇒ 東部下水処理場 (R10)	南風泊(高島)	⇒ 高島浄化センター (R10)	野母	⇒ 脇岬浄化センター (R10)	琴海中部	⇒ 琴海南部浄化センター (R13)	樺島	⇒ 脇岬浄化センター (R15)
集落排水施設(地区)	統合先の施設 (供用開始予定)																	
大江・形上・大子	⇒ 大平浄化センター (R9)																	
太田尾	⇒ 東部下水処理場 (R10)																	
南風泊(高島)	⇒ 高島浄化センター (R10)																	
野母	⇒ 脇岬浄化センター (R10)																	
琴海中部	⇒ 琴海南部浄化センター (R13)																	
樺島	⇒ 脇岬浄化センター (R15)																	
③ 議案上程		条例改正 (11月) 企業会計 予算 (2月)	【統合せず継続利用する施設】															
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>集落排水施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小口</td> </tr> <tr> <td>高浜本村・黒浜・以下宿・野野串</td> </tr> </tbody> </table>	集落排水施設	小口	高浜本村・黒浜・以下宿・野野串												
集落排水施設																		
小口																		
高浜本村・黒浜・以下宿・野野串																		

3 法適用を行うにあたっての課題

集落排水事業は、事業規模に対して利用する人口密度が少なく、構造的に赤字の事業であるが、公平な市民負担を行うため、政策的に公共下水道事業と同一の料金設定を行い、事業費の不足分については、一般会計からの繰入金により赤字を補てんしている。

また、法適用により企業会計に移行しても、構造的な赤字については変わらず、現在の料金水準を維持していくために、引き続き一般会計からの繰入を行う必要がある。

4 公共下水道との統合に係る費用対効果

公共下水道との統合完了後は、統合に係る費用対効果として、統合しない場合と比較すると、「維持管理費用等において年間約1億円の圧縮効果」を見込んでいる。

集落排水処理施設位置図及び 下水道への統合イメージ図

